# ＩＣキャッシュカード特約

**1.（特約の適用範囲）**

（1）この特約は、当金庫が発行するカードのうちＩＣチップが付加されたＩＣキャッシュカード（以下「ＩＣカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。

（2）この特約は、当金庫キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫キャッシュカード規定により取扱うものとします。

（3）この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫キャッシュカード規定の定義によるものとします。

**2.（ICカードの利用）**

ＩＣカードは、次の場合に利用することができます。

（1）当金庫所定のＩＣカードが利用できる自動機を使用して預金に預入れをする場合

（2）当金庫所定のＩＣカードが利用できる自動機を使用して預金の払戻しをする場合

（3）当金庫所定のＩＣカードが利用できる自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合

（4）その他当金庫所定の取引をする場合

**3.（ICカードの発行時における手数料の取扱い）**

新規発行、更新、再発行で、ＩＣカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

以上

（2020 年 4 月現在）

佐原信用金庫